

アジアビジネスローフォーラム研究会  
「ミャンマー非常事態宣言下のビジネス環境と企業の対応」

イベント情報として開催案内済みの掲題のアジアビジネスローフォーラム研究会「ミャンマー非常事態宣言下のビジネス環境と企業の対応」は、予定通り6月1日（火）にオンライン形式にて開催されました。

今回、主催者及び講演者等関係者の意向もあり、ICCLC NEWSにて取り上げ、その詳細記録を公開することは、日々状況が変化しているミャンマーでのビジネス環境を勘案するに適當でないということになりましたので、アジアビジネスローフォーラム代表・日本ローエイシア友好協会会長 小杉丈夫弁護士（当財団理事）の開会挨拶及びセミナー概要につき次のとおりご報告いたします。酒井邦彦弁護士（当財団理事）が講師を務められ、多くの方にご参加いただき、活発な質疑応答も行われましたことも報告しておきます。

【小杉代表 開会挨拶】

私は、法務省のアジア法整備支援を民間からお手伝いする国際民商事法センターの理事として、2012年からミャンマーに関与しています。この年の7月、ヤンゴン大学元法学部長タンヌエ氏、連邦最高裁国際関係部長ティンゾウ氏を東京に招いて実施された「ミャンマービジネス法研究会」に、参画したのが最初でした。ミャンマーでは、2011年に長年の軍政から民主的統治への移行が実現し、日本政府も、ミャンマーの民主化を積極的に後押しすることになりました。2013年には、安倍首相が日本企業関係者を同行してミャンマーを訪問され、法務省国際協力部による長期専門家のミャンマー派遣も始まりました。当時の新聞を見ると、「ミャンマーの熱風」、「目覚めるフロンティア」というようなミャンマーへの日本企業の直接投資を促すもので溢れています。

2018年5月には、本日の講師の一人である酒井邦彦さんに同行いただいて、首都ネピドーを訪れ、連邦最高裁長官、連邦法務長官、憲法裁判所長官、JICAの現地事務所を表敬訪問しました。同じ機会に、ヤンゴンで丸山市郎大使にもお目にかかり、西部地区裁判所や、ヤンゴン大学も視察したのであります。このように、民主化の将来に向けた取組みをお手伝いしていると思っていた身には、今回のクーデターは正に青天の霹靂でした。法整備支援事業も、すべてストップしてしまいました。

ミャンマーに進出している日本企業にとって、現下の最大の関心は、平常時を想定した法的リスクの検討ではなく、緊急時の危機管理、危機対応でありましょう。本日は、そのような関心に応えるべく、ミャンマー情勢に詳しい専門家3人を講師にお招きして、お話を伺うことにしました。現状に鋭く切り込んでいただくことによって、課題とその対処の手がかりを少しでも提供できれば、と思っております。

【セミナー次第】

講演1 「ミャンマー情勢と今後の展開」  
弁護士、元法務総合研究所長 酒井 邦彦 氏

講演2 「欧米諸国によるミャンマーに対する経済制裁の状況、  
国家緊急事態宣言後の現地事業上の課題」  
森・濱田松本法律事務所弁護士 井上 淳 氏

講演3 「政変後の法令等の概要と不可抗力をめぐる問題」  
TMI 総合法律事務所弁護士 甲斐 史朗 氏

質疑応答

閉会挨拶 同志社大学法学部法律学科教授 小倉 隆 氏

(司会 弁護士法人松柏法律事務所弁護士 小川 哲史 氏)

以 上